

## 議案第9号

### 養父市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

養父市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

## 養父市条例第 号

### 養父市手数料条例の一部を改正する条例

養父市手数料条例（平成16年養父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表第2 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調整され除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項の次に次の2項を加える。

戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	1件につき	400円	
--------------------------------	---------------------	-------	------	--

<p>識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>料</p>			
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>700円</p>	

<p>第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>			
---	--	--	--

別表第2 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付の項中「交付又は」を「交付、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「又は届出」を「、届書」に改め、「書類の記載事項」の次に「又は届書等情報の内容」を加え、「350円」の次に「(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円)」を加え、同表戸籍法第48条第1項の規定に基づく証明のうち婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明の項を削

り、同表戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書類の閲覧に係る事務の項中「書類の閲覧に係る事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「その他の書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加える。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第9号 養父市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行					改 正 案				
別表第2（第2条関係）					別表第2（第2条関係）				
事務	区分・名称	単位	金額	備考	事務	区分・名称	単位	金額	備考
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円		道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件につき	340円		狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件につき	340円	
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の	戸籍謄抄本交付手数料	1通につき	450円 （多機能端末機により交付する場合は、300円）		戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	戸籍謄抄本交付手数料	1通につき	450円 （多機能端末機により交付する場合は、300円）	

現 行					改 正 案				
全部若しくは一部を証明した書面の交付									
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	除籍、謄抄本交付手数料	1通につき	750円		戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基づく <u>除籍証明書</u> の交付	除籍、謄抄本交付手数料	1通につき	750円	
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき	350円		戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき	350円	
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項	除籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき	450円		戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項	除籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき	450円	

現 行				改 正 案				
から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付				から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付				
				<u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行</u> <u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及</u>				

現 行				改 正 案					
				<p><u>び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u></p>					
				<p><u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を</u></p>	<p><u>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</u></p>	<p><u>1 件につき</u></p>	<p><u>700円</u></p>		

現 行				改 正 案					
					<p>使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>				
<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	<p>届出、申請の受理又は届出その他の書類の記載事項の証明手数料</p>	<p>1 通につき</p>	<p>350円</p>		<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規</p>	<p>届出、申請の受理、届書その他の書類の記載事項又は届書等情報の内容の証明手数料</p>	<p>1 通につき</p>	<p>350円</p>	<p>（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める</p>

現 行					改 正 案										
										定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付					様式による上質紙を用いる場合にあっては、 1,400円)
戸籍法第48条第1項の規定に基づく証明のうち婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料	1通につき	1,400円												
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書類の閲覧に係る事務	届出、その他の書類の閲覧手数料	1件につき	350円		戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書類の閲覧に係る事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	届出、その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1件につき	350円							
租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき	1,300円		租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき	1,300円							

現 行					改 正 案				
各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査					各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査				